

技術的対話結果（公開）

注1）公開すべきと判断した対話結果のみ公表しています。

注2）応募者のノウハウや機密情報に関わる内容は、削除または表現を変更しています。

No	資料名及び頁 (資料がない事項は「無」と記載)	確認事項 (応募者記載欄)	回答 (発注者記載欄)
1	要求水準書 5	1.19 貸与資料および貸与品 受注者は業務上必要な情報（業務場所や施設ID等）の確認のため、市の下水道台帳システムを閲覧することは可能でしょうか。情報制限をかけた上でのインターネット上の閲覧や台帳システムの簡易ビューワーソフトの貸与を想定していません。	本市下水道台帳システムは、インターネット上の閲覧等はできません。 なお、本業務上必要な下水道台帳システムの情報については、電子データ(PDF等)化し、DVDで貸与します。
2	要求水準書 22	事故対応業務 エ 大規模修繕と判断される場合は…について、大規模修繕となる判断基準例をお示し頂きたい。	大規模修繕とは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定による130万円を超える工事を対象とします。